

避難者・在宅者等の情報把握・支援の検討

研究分担者 相馬幸恵(新潟県三条地域振興局健康福祉環境部(三条保健所)地域保健課長)
研究協力者 奥田博子(国立保健医療科学院健康危機管理研究部 上席主任研究官)
川田敦子(静岡県健康福祉部医療保健局健康増進課 班長)
佐々木亮平(岩手医科大学教養教育センター人間科学科体育学分野 助教)
鈴木由佳理(宮城県気仙沼市保健福祉部地域包括ケア推進課技術補佐
兼地域包括ケア推進係長)
山崎初美(神戸市健康局担当部長(保健企画担当))

研究要旨：

災害直後から被災者の二次健康被害の最小化に向け、早期から必要なサービス等を提供することが求められる中、昨年度は避難所の情報把握方法のひとつとして早期に避難所アセスメントを行うため、避難所日報の様式及び記載要領を作成した。今年度は、在宅等避難者の情報把握及び支援方法について検討を行うため、特に災害時早期に避難支援が必要である災害時要配慮者（避難行動要配慮者）に対する平時の準備体制や発災時対応の実際とその課題等について4自治体に聞き取りし検討を行った。各自治体における避難行動要支援者の支援体制づくりは進んでいる一方で、担当する部署間の庁内の情報の共有化、地域支援者の具体的対応や現有体制内での役割分担の明確化、人工呼吸器装着者等の在宅医療ケアが必要な者への具体的対応の明確化、個別支援計画の推進、早期かつ効果的に支援を行うための情報や物資等の提供及び集約の拠点づくり等の課題が出された。

A. 研究目的

災害時、被災者は避難所に避難する一方で、急激な豪雨水害等により避難所に行けない者、新型コロナウイルス感染症拡大による避難所に行かないと選択する者、プライバシー確保のため車中泊を行う者など、避難所に避難せず在宅等に避難する者が増加している。避難所は1ヶ所集団で情報集約や支援をしやすいが、在宅等避難者は地域に点々としており、居場所の確認も含め、情報収集及び必要な支援をスムーズに行うことが難しい現状もある。また、在宅等避難者の必要な支援を行うため、ある時期には保健師を中心とした支援者による健康調査が実施されることが多いが、災害直後は保健師支援チーム等、外部からの応援がなく人員が不足したり、また昨今はNPOや福祉チームなども早期に応援に入り、在宅者

への調査や訪問等の活動も実施されているところである。

そのため、在宅等避難者に早期かつ効果的に必要な支援ができるよう、特に災害時早期に避難支援が必要である災害時要配慮者（避難行動要配慮者）の情報把握及び支援方法について検討し、課題を検討した。

B. 研究方法

災害時避難行動要支援者（在宅人工呼吸器装着者を含む）の避難支援について、各自治体における平時の準備体制や発災時の実際とその課題について、4自治体に聞き取り調査を行った。項目は資料1のとおり。

その聞き取り調査をもとに、現状と課題を検討した。

※「避難行動要支援者」とは、災害時要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生する

おそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（災害対策基本法第 49 条）

C. 研究結果

聞き取り調査結果の概要については資料 1 のとおりまとめた。

1 各自治体における現状について

(1) 平時の準備

- ・災害時要配慮者及び避難行動要支援者の統括管轄部署は、高齢者を管轄する部署となっており、名簿の情報管理（更新、対象の把握）は各担当課が行っている。

- ・災害時要配慮者の要件は、高齢者、障害者など自治体によってほとんど差はないが、具体的な要件は異なっている。

- ・避難行動要支援者の要件は、災害時要配慮者をベースにしなが、本人家族、民生委員等などからの申し出により各自治体が必要と認めた者も追加されている。また、避難行動要支援者名簿の作成は、各自治体で行っており、地域関係者（自治会長、民生委員など）への情報提供に同意を得た者、手上げ方式で希望した者については名簿登録し台帳作成している。

自治会長、民生・児童委員、消防団、防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会等、地域の役員や団体等であるが、提供する台帳は、一律に提供する自治体、要援護者支援の取組を行う意向がある地域団体に提供する自治体がある。

- ・台帳を提供された地域関係者の役割は、平時からの声かけ、防災訓練への参加への働きかけ、訪問による安否確認・避難方法の確認などである。

- ・避難行動要支援者の個別支援計画は、対象者全員の作成までに至っていない現状がある。また、計画の作成者は民生委員、自治会等であり、計画の内容は緊急連絡先、避難誘導時の留意事項、避難時に携行する医薬品等、自

治体によって内容は様々であり、自主防災組織、民生委員などで共有している。また、人工呼吸器装着している在宅難病患者など医療支援が必要な方については、政令市保健所保健師が計画を作成し、電源確保、緊急受入れ医療機関、連絡先、具体的な避難方法等、詳細な計画を作成し、支援関係機関で共有している。保健所をもたない市町村においては、個別支援計画を作成していない。

- ・医療機器装着者等の要医療ケアが必要な者については、避難行動要支援者の要件として明記がなく、その把握は、身体障害者手帳所持者による把握（特記事項等に記載）、介護支援専門員等からの難病患者や人工呼吸器装着者としての把握など市町村により様々である。

- ・その他、災害時支援が必要な者として、在宅酸素利用者、寝たきり者のうち電動エアマットを利用している者等がある。

(2) 避難勧告時の対応

- ・避難勧告時の対応は、自治体からの指示により避難行動要支援者名簿台帳を提供している関係者（自治会長、民生・児童委員、消防団、防災福祉コミュニティ等）が、見守りや避難誘導を行っている。その他、ケアマネジャーや地域包括支援センターが、民生委員や自治会長と連携し、対象者の見守り指示、避難誘導する自治体もある。

- ・避難行動要支援者を見守りや避難誘導等する際に、確認する事項の部署間共有情報シートは作成していない。

- ・人工呼吸器装着している等在宅難病患者については、保健所が難病患者支援の一環として電話等による連絡による状況確認等を行っている。その際の市町村との共有の有無は様々である。

(3) 発災時の動き

- ・発災直後の安否確認、健康ニーズの把握については、在宅高齢者や障害者等は民生・児童委員等が行い、在宅人工呼吸器装着者は保健師が行う。

・避難支援が必要な場合は、福祉避難所へのトリアージは保健師を含む職員が行い、要医療者対応は保健師が行う。

・安否確認や健康ニーズ把握等の情報共有シートはない、又は作成中であった。

(4) 課題等について

・在宅避難者の安否確認や健康ニーズを把握するためには、特に初動時は人員が必要であり、地域関係者も含めた庁内外支援者の確保とともに、必要な情報収集項目及び対応策の平準化が必要である。

・早期に対応しなければならないニーズについては、命の危険性のある在宅人口呼吸器装着者、服薬の必要な者、通常支援が受けられないことによる虐待の危険性が高くなる者などであった。

・情報収集の方法としては、専門職や地域包括支援センターや介護支援専門員、民生委員等からの連絡、報告がスムーズに行われるネットワーク体制が必要である。

D. 考察

平成 25 年災害対策基本法の一部改正において、避難行動要支援者名簿の作成や活用に関する規定が新たに追加された。これを受け、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が策定され、各自治体では災害時要配慮者への支援について、高齢者を管轄する部署を中心に具体的に進められているところである。4 自治体の聞き取りをもとに、在宅等避難者、特に避難行動要支援者の災害時支援体制について検討しまとめた。(資料 2 のとおり) 様々な背景をもち支援が必要な被災者については、災害直後から自治体内外の多くの関係機関・関係者が関わり、避難誘導・支援、安否確認、在宅生活のニーズ把握、健康ニーズ把握、在宅等サービス調整等様々な支援が行われている。在宅等避難者の安否確認及び健康ニーズ把握を早期に行うためには、情報収集・集約を効果的に進めていく必要がある、自治体内の連携、地域支援者間の連携、

自治体内外との連携等、多角的連携による人員体制及び支援体制が必要であり、様々な課題が考えられた。

(1) 人員体制の強化

発災直後からの安否確認や健康ニーズの把握は、平時から避難行動要支援者台帳の提供がある自治会長や民生・児童委員など地域関係者をはじめ、地域包括支援センターや介護居宅支援事業所(ケアマネージャー)等が担当する対象者に対して行っている。また、在宅人工呼吸器装着者については、保健所、市町村、訪問看護ステーション、医療機器メーカー等が行っており、行政をはじめ、地域関係者や在宅生活を支援者等様々な関係機関が行っている現状がある。保健師チーム等の専門職による保健医療活動チームは、年々迅速に派遣されてきているものの、災害規模にもよるが、災害直後からの多くの応援は望めない場合も多く、直後は地元地域の支援者による活動ができるよう人員体制づくりが必要である。しかしながら、その関係機関も被災者自身である可能性も高いこと、避難所という集団に対応することに比べ広範囲に分散していること等から、より多くの人員の確保が必要である。そのため、行政、民生委員、地域関係団体の他、地域住民や NPO 法人、ボランティア等、できる限り早期に人海戦術で対応できる多くの人員を確保する必要がある、平時から協働できる地域の関係団体を把握し、協力体制の構築が必要である。

(2) 関係機関間の情報の共有化

避難行動要支援者の安否確認や避難支援、健康ニーズの把握等は、様々な分野の関係機関や自治会長、民生委員、自主防災組織等が高齢者や障害者、医療ケアを必要とする者など、それぞれ担当する対象者に対し行っているが、その際に必要な支援につなぐための確認事項等の情報は明確になっていないようである。またそれぞれが把握している情報は、所管する部署が把握し災害対策本部に報告、共有されるが、各自治会内等で支援する者は

管轄する部署に報告するが、地域内での支援者間の情報の共有がされていないと思われた。そのため、自治体内、自治体と地域の関係機関・団体、民間等と、避難行動要支援者に対する各々の対応、把握する必要な情報の明確化、その共有化が必要である。

(3) 早期に健康ニーズ等情報収集・共有化するための支援拠点づくりと情報を提供する方法の検討

避難所における情報把握・集約は、随時行うことができ、災害対策本部に一括集約され、適宜必要な支援が受けやすいが、在宅等避難者の安否確認や情報把握は、様々な支援者が行い、時間も要してしまい、タイムリーな支援につながらない場合も考えられる。そのため、安否確認や避難所への誘導は、自治会長や民生委員、自主防災組織等が行政区等のまとまった単位内で行われている現状もあり、各地区での支援拠点を設置し、情報収集、情報共有を行い、迅速な支援につなげる必要がある。単位としては、自治会単位なのか、地域包括支援センター単位なのか、小学校単位なのかは今後の検討課題ではあるが、情報や物資等が集約されている基幹避難所や避難所も含めた拠点づくりを検討していく。

また、自主防災組織は、町内会単位を基準に結成されているところが多く、結成率や活動状況は自治体により様々であるが、平時の防災訓練、災害時の避難行動要支援者対策、避難所運営に取り組むことが期待されているところである。平時から地域支援者との連携を図り、避難行動要支援者を含めた防災訓練、避難訓練を地域住民と行うことを期待したい。今後拠点づくりを検討していく上で、自主防災組織との連携も踏まえていく。

行政が必要な情報を収集する一方で、在宅等避難者は孤立しやすく、避難生活の中で情報が入りにくい状況がある。在宅等避難者が安心・安全に避難生活を続けるためにも、被災状況や生活のインフラをはじめ、医療や保健、生活支援に必要な情報や相談窓口等の情

報を早くから得られることが必要であり、その情報を提供する SNS 等の方法を検討していく必要がある。また情報と併せて物資についても、支援拠点ごとに集約し提供できるようにしておくことで早期対応につながると思われる。

(4) 人工呼吸器装着者等の在宅医療ケアが必要な者への具体的対応の明確化

難病患者の在宅人工呼吸器装着者については、保健所が中心となり、その把握、災害時個別支援計画の作成を行っているが、その他在宅医療ケアが必要な者については、自治体によっては避難行動要支援者の要件として特記しているところもみられるが、要件として明確になっておらず、身体障害者手帳保持者としての把握となっている傾向が強いと思われた。そのため、民生委員や自治会長等が安否確認を行っている地域が、具体的な支援については共有されていないと思われた。

また、難病患者在宅人工呼吸器装着者についても、電源確保や医療機関受け入れなどの具体的な個別支援計画は作成されているが、保健所と市町村、防災部局等との連携はどこまでされているかは不明である。

災害時最も早期に迅速に対応が必要な者は、命の危険性がある要医療者であるため、その避難行動要支援者としての対象者のリスト化、関係機関の共有、個別支援計画の作成と地域住民も含めた共有化が望まれる。

(5) 個別支援計画作成の推進

避難行動要支援者の個別支援計画の作成については、法的に位置付けられているものではなく、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、「市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定することが望まれる」とされている。約4割弱の市区町村では未作成という現状である。(令和元年6月1日現在、消防庁調べ) 実際の個別支援計画の項目についても自治体によって様々であり、作成対象者が多い中、一律な項目ではなく、介護

保険認定者や高齢者、障害者、要医療ケア者等、対象者によって最低限必要な項目とした計画とすることが作成の推進につながると思われる。

(6) 早期に対応しなければならないニーズを持つ対象の明確化と具体的支援

避難行動要支援者の中でも、特に命の危険に関わる医療的ケアが必要な者(人工呼吸器、在宅酸素、透析、ストーマ、特別な薬が必要な者など)は、早期に対応する必要があるが、その他、各地域において迅速な対応が求められる対象者については、ケアマネージャーや訪問看護ステーション、地域包括支援センター等が関わっている者、また自治体保健師等が把握している者等からリスト化し、早期に対応する必要がある。

(5) 在宅避難者自身からの情報発信

災害発生時初期は、公助には限界がありタイムリーな情報把握ができない場合も想定されるため、基本は自助であることを前提とし、本人から情報発信することができる SNS 等の活用の検討も必要である。

E. 結論

在宅等避難者の早期かつ効果的に支援を行うためには、避難行動要支援者に対する支援

者間の顔の見える関係づくりによる具体的な支援ネットワークを構築していく。そのためには、自治体内における総務・防災部署と医療保健福祉部署の連携のもと、①地域支援者となりうる関係者の把握と関係づくり、②安否確認、健康ニーズ等の必要な情報項目の共有化、③情報収集・提供、物資提供等の支援拠点づくりと情報提供方法の検討、④人工呼吸器装着者等の在宅医療ケアが必要な者のリスト化と具体的な個別支援計画の作成、⑤在宅避難者自身からの情報発信等があげられた。

F. 研究発表

1. 論文発表

特になし

2. 学会発表

特になし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

特になし

2. 実用新案登録

特になし

3. その他

特になし

【資料1】災害時要配慮者の支援状況と課題等について

(R3.3)

	A市(政令市)	B市	C市	D市
聞き取り項目内容				
自治体				
【平時の準備】				
(1) 災害時要配慮者の統括管轄部署	福祉局高齢福祉課	社会福祉課(災害対策本部福祉)	保健福祉部社会福祉課	市民部福祉事務所
(2) 災害時要配慮者の範囲と管理担当部署	福祉局高齢福祉課 福祉局高齢福祉課	社会福祉課(災害対策本部福祉) 社会福祉課(災害対策本部福祉)	保健福祉部社会福祉課 ・要配慮者の把握：社会福祉課、高齢介護課 ・健康観察：健康増進課 ・福祉避難所設置：高齢介護課 ・トリアージ：高齢介護課・地域包括ケア推進課	市民部福祉事務所 市民部福祉事務所
対象者別担当部署	要介護者・要支援者…介護保険課 身体障害者…障害者支援課 精神障害者…精神保健福祉センター 知的障害者…障害者支援課 65歳以上単身者…高齢福祉課 75歳以上高齢者のみ世帯…高齢福祉課 認知症高齢者…介護保険課 難病患者…保健課・家庭支援課 妊産婦・乳幼児…家庭支援課	要介護3以上の者…介護保険担当課 身体障害者手帳1級、2級…障害福祉担当課 療育手帳A1、A2…障害福祉担当課 難病患者…県保健所 その他	要介護者・要支援者：高齢介護課・地域包括ケア推進課 障害児者：社会福祉課 乳幼児・妊婦・婦人：健康増進課 幼児・児童：子ども家庭課 高齢者：高齢介護課・地域包括ケア推進課 その他	独居高齢者…福祉事務所 高齢者世帯…福祉事務所 要介護認定者…福祉事務所 障害者…福祉事務所 障害児…こども課 妊婦…こども課
(3) 避難行動要支援者の要件と管理担当部署	福祉局高齢福祉課 65歳以上単身者のみ世帯…高齢福祉課 75歳以上高齢者のみ世帯…高齢福祉課 要介護3以上…介護保険課 身体障害者手帳1.2級…障害者支援課 要介護3以上…介護保険課 療育手帳A…障害者支援課	社会福祉課(災害対策本部福祉) 要介護3以上の者…介護保険担当課 身体障害者手帳1級、2級…障害福祉担当課 療育手帳A1、A2…障害福祉担当課 難病患者…県保健所 その他	保健福祉部社会福祉課 要介護3以上の者：高齢介護課 身体障害者手帳1級、2級：社会福祉課 療育手帳A：社会福祉課 障害者総合支援法による障害程度区分1～6：社会福祉課 その他…上記以外で本人・家族・自治会・民生委員・児童委員等が申し出により支援が必要と認められた方	市民部福祉事務所 ・要配慮者のうち避難時の支援を希望する者及びその他の希望者
(4) 避難行動要支援者台帳登録への周知及び確認は、誰がどのような方法で行うのか	①避難行動要支援者名簿は各区役所で保有 ②地域へ提供する台帳は、一律ではなく要支援者支援の取組を行う意向がある地域団体からの申請に基づき提供(地域団体に對しては、共助の取組として制度の周知を行っている) ③申請のあった地域在住の要支援者に対し、地域団体への情報提供についての同意確認を郵送で行う。(避難行動要支援者名簿をベース) ④同意者の情報について台帳として地域へ提供する。 ※条例上みなし同意の規定があり、地域団体が希望すれば、回答がなかった者の情報についても提供する。(不同意の意思が明示されなかった者)	①市の制度(障害や介護など一般的な保健福祉制度)で把握しているリスト(システムあり)を基に作成 ②民生委員、児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体と協力し対象を把握し、①以外で本人が台帳登録への希望をすする場合(例えば、独居など)は、本人の手上げで登録。 参考：①+②で約1,700人	①主管理の社会福祉課が、他の市関係部署(高齢介護課、市民課等)と情報の共有を図り、要配慮者の把握を行い、避難行動要支援者の要件に該当する者を抽出し、避難支援を必要とする事由等を記載した名簿を作成する。 ②本人、家族からの避難支援の申し出があった場合は、自治会又は民生委員等を通じて把握する。 ③市は名簿登録者に対し、避難支援等関係者への名簿提供の意思確認を行うため、「避難行動要支援者登録申請書兼個人情報提供同意書」と共に制度周知のお知らせを送付し、同意を得た者について、名簿情報を提供する。	①区長及び民生委員による周知と確認 年度初めに福祉事務所から前年度リストとを渡し、訪問による確認作業と申請書の回収を行う。新規者はその都度申し出により追加する。 ②居宅介護支援専門員による呼びかけと確認 該当と思われるケースへ声掛けを行い、同意が得られた場合は、市に申請書を提出する。
(5) 台帳登録者の名簿の共有範囲(市内、地域)と共有時期	【市内】・高齢福祉課、区保健福祉部 【行外】 ・自治会、防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、民生委員、児童委員、消防団、地域自立支援協議会など、共有団体は条例に基づき共助の取り組みを行う申請を行った団体。 ※申請→台帳提供まで概ね3～4か月	【市内】 ・社会福祉課 【行外】 ・自主防災組織(地域の自治会単位の防災組織)、民生委員	【市内】 ・社会福祉課・高齢介護課・危機管理課・唐桑総合支所保健福祉課 【行外】 ・自治会長、自主防災組織、消防本部、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員	【市内】 ・福祉事務所、消防本部 【行外】 ・民生委員、区長

<p>(6) 名簿配布された地域関係者の役割は何か</p>	<p>・平常時：声かけ、要支援者の所在把握、防災訓練参加の働きかけなど ・災害時：安否確認、避難誘導、避難生活の支援など。取組は一律義務化していない。</p>	<p>・平常時：民生委員や自治会長が防災訓練の際に、声をかけるようにしているが、できているとは言い難い。</p>	<p>・平常時：名簿情報を活用し、要支援者への声かけや見守り活動を行い、平常時の顔の見える関係づくりを育む。 ・災害時：円滑かつ迅速な避難支援、安否確認 ※本人・家族の意思をくみ取り役割分担を行っている。</p>	<p>・平常時：訪問による安否確認および避難方法の確認、個別支援計画を作成し、福祉事務所に報告する。 ・災害時：主に安否確認、避難誘導、避難生活の支援など。行政との連絡調整役を担う。</p>
<p>(7) 個別支援計画を作成について ①作成者 ②作成範囲（全員なのか、ある一定要件の者だけか）</p>	<p>●在宅人工呼吸器装着者：①保健師、②常時装着、年1回以上保健師訪問、災害時マニュアルを作成、更新 ●重症心身障害児者：①委託事業所、②土砂災害警戒区域等に居住する者優先 ●避難行動要支援者：①条例に基づく共助の取り組みを了解した地域団体 ②緊急連絡先、日常生活状況等、支援に必要な情報を共有 ●介護・障害サービス利用者：①介護支援専門員、ケアプラン等に災害避難情報（避難先、連絡先等）記載する</p>	<p>①作成者 ・民生委員（取りまとめは社会福祉課） ②作成範囲 ・市の制度で把握している者、その他本人が手上げし台帳登録へ希望した者。（600人）</p>	<p>①作成者 ・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員と市（主に主管課である社会福祉課）が個別訪問するなどして作成 ②作成範囲 ・同意書提出者。 ※（同意者に対する策定済者の割合（R3.1月末現在）約50%）</p>	<p>①作成者 ・本人、民生委員、介護支援専門員 ②作成範囲 ・同意のあった希望者</p>
<p>(8) 個別支援計画の様式（項目）</p>	<p>・基本情報、人工呼吸器等機器関連、予測される災害時避難の目安、災害時及び停電時の初動対応、避難方法、自宅付近のハザード情報、準備用品、関係者リスト</p>	<p>・別紙1のとおり（基本情報、情報伝達の流れ、災害時携帯する医薬品、かかりつけ医、誘導時の留意事項、避難先、避難場所、特記事項 など）</p>	<p>・別紙2のとおり</p>	<p>・別紙3のとおり</p>
<p>(9) 個別支援計画の共有範囲</p>	<p>・本人から同意が得られた家族、主治医、訪問看護師、条例に基づく共助の取り組みを了解した地域団体、区等 ・個別支援を行うもの及び見守り、声かけを直接行うもののみ</p>	<p>・自主防災組織、民生委員、社会福祉課</p>	<p>・自治会内（自治会長等）・民生委員児童委員…市から許可を得た方のみの名簿を提供 ・要支援者本人、避難支援者・市</p>	<p>・市の関係部署・自治会等避難を支援する者（申請書の同意欄に記載あり）</p>
<p>(10) 避難行動要支援者に医療機器装着者等の要医療者を要件としているか</p>	<p>・特になし</p>	<p>・要医療者を特記していない。身体障害者の1・2級に該当者の中から把握している。</p>	<p>・要件は設けていないが、対象となっている。（13）に記載の常時電力必要者に含まれている。</p>	<p>・要件は設けていないが、対象となっている。（13）に記載の常時電力必要者に含まれている。</p>
<p>(11) 要医療者の担当部署</p>	<p>・定まっているが、区役所保健師対応</p>	<p>・社会福祉課</p>	<p>・社会福祉課（難病等、酸素吸入や人工呼吸器使用者については随時情報更新）</p>	<p>・健康増進課</p>
<p>(12) 災害時個別支援計画を作成しているか</p>	<p>・個別支援計画に、様式内容は統一していないが、災害時の避難や連絡先などを追記し、活用している。</p>	<p>・市の制度で把握している以外で、本人が手上げし台帳登録への希望者は、全員作成している。（600人）</p>	<p>※上記（7）の回答と同様</p>	<p>・なし。被災時に作成。</p>
<p>(13) その他、災害時支援の必要者についてピックアップしているか</p>	<p>・避難行動要支援者名簿を各区役所で保有、年2回更新、災害時の安否確認等に活用を想定</p>	<p>・特になし</p>	<p>・重症心身障害者のうち、人工呼吸器使用者の個別災害時対応ハンドブックを作成し、随時更新している。</p>	<p>・常時電力必要者として、人工呼吸器等装着者、在宅酸素利用者、寝たきり者のうち電動エアマットを利用している者をリスト化している。</p>
<p>【避難勧告時の動き】</p>	<p>・各区役所で、避難行動要支援者名簿を、防災福祉コミュニティ、民生・児童委員、消防団等の救援・支援活動に従事する組織に開示し、避難準備の呼びかけ等を行う。</p>	<p>・社会福祉課（災害対策本部班）から民生委員あてに、避難誘導依頼をする。民生委員が可能であれば避難者への声かけ、避難所への同行避難を行う。 ※全てのケースで実施できるわけではない</p>	<p>・高齢者施設：高齢介護課が施設の受入を確認 ・障害者施設：社会福祉課が施設の受入を確認 ・在宅高齢者：本庁（地域包括ケア推進課）が市内地域包括支援センターと居宅介護事業所に電話連絡し、各施設で連携している自治会長や民生委員に連絡し見守りを指示。指示から数時間後にメールで確認する。（記録として紙面に残す）</p>	<p>・自治会役員、民生委員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護支援専門員等が自主的に電話や訪問等により確認し、避難準備の喚起を行う。 ・その結果連絡を福祉事務所にしてもらい、確認が取れなかった者については行政職員が再確認する場合もある。</p>
<p>(15) その際の情報共有シートはあるか</p>	<p>・特になし</p>	<p>・今後検討していく予定</p>	<p>・トリアージシート作成済</p>	<p>・特になし</p>

<p>(16) 避難行動支援が必要な場合はどのような対応をする想定か</p>	<p>・災害対策本部の避難所運営班(事務)が要援護者を把握、支援するために、要援護者マニュアルを作成している。 ・災害対策本部に情報があれば、避難所運営班から各区役所保健師が保健救護班として、要援護者の状況把握、福祉避難所等調整し避難支援する。</p>	<p>・民生委員が避難所へ同行避難を行うが、民生委員が対応困難な場合(移動に特別な配慮が必要な場合)は、社会福祉課に連絡が入る予定になっている。</p>	<p>・高齢者への対応 *介護支援専門員が被災危険地域に住んでいる住民に対し緊急ショートを手配する。 *市と協定締結している施設(介護保険施設27、障害福祉3)に移送する。 *福祉避難所利用の検討 ・母子、精神障害者への対応 *個別対応 ・災害発生、又は災害が発生する恐れがある場合に、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために名簿情報の提供が特に必要であると市長が認めるときは、同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等に関係者に名簿情報を提供することができるとしている。</p>	<p>・高齢者、障害者については、福祉施設に避難を依頼。(福祉避難所を整備していないため)</p>
<p>(17) 状況確認後の情報共有は、各担当部署から災害対策本部にされているか</p>		<p>・所管する社会福祉課=災害対策本部福祉</p>	<p>・定期的に本部会議を開き、情報共有を行う。</p>	<p>・定期的に本部会議を開き、情報共有を行う。</p>
<p>【発災時の動き(在宅避難者支援)】</p> <p>(18) 発災直後の安否確認、健康ニーズ把握等について</p> <p>(18-1) 誰が、どのような対象者を行う(行った)か、行政担当部署からの指示があるのか</p>	<p>・民生・児童委員は災害発生後避難行動要支援者名簿等を活用し、在宅高齢者・障害者等の安否確認・所在確認を行い福祉事務所に連絡する。 ・在宅人工呼吸器装着者の安否確認は各区保健師が行う。</p>	<p>○明確なルールはないが、以下対応することになると考えられる。 ・個別支援計画を基に、自主防災組織、民生委員が安否確認する。個別支援計画には「支援者」の氏名欄があり、この支援者が安否確認や支援を行うことになっているが、約半数は空欄のままの状態。(記載できないうちが多い) ・避難所に集合した際は、自治会の班単位で点呼して避難者名簿を作成するため、避難していない住民は避難時点で確認できる。</p>	<p>・要支援者名簿登録者については、自治会長や民生・児童委員、近隣住民、親戚等の個別支援計画の支援者欄に記入された住民が確認する。 ・避難者名簿の確認は、災害対策本部が指定する市職員が管理者となり、作成し管理する。 【避難所対応】 ・受付は、一般避難スペースと発熱・有症状者専用スペースに分け、非接触型体温計で測定し各受付に進む。 ・一般避難スペースでは、要支援者名簿登録者は、受付・トイレ等の近くの集合スペースに、世帯ごと2mの距離を離して設置。優先的に健康観察の優先者となる。 ・専用スペースでは、世帯毎に分けられ、優先的に健康観察の優先者となる。(個室又はワンタッチテント)</p>	<p>・発災直後は、本部(行政担当部署)の指示により消防本部も含めた全職員が発災地域を回り、避難指示と安否確認を行った(規模による) ・本部(行政担当部署)とすぐに協議し、災害の規模に応じて避難所に複数の保健師を派遣し、健康ニーズを把握する。</p>
<p>(18-2) その際、避難支援が必要な場合の対応</p>	<p>・福祉避難所へのトリアージ…保健救護班が行う。 ・要医療者対応…保健救護班の保健師が行う。</p>	<p>・福祉避難所への入所や医療が必要な場合は、社会福祉課から医療対策本部へ連絡し、必要な対応をとる。 ・福祉避難所への入所や医療が必要な場合は、社会福祉課から医療対策本部へ連絡し、必要な対応をとる。</p>	<p>・福祉避難所へのトリアージ⇒福祉施設への緊急ショートや入員がケアマネ等と協力し福祉施設への緊急ショートや入所を手配。 ・要医療者対応⇒在宅で緊急の場合は、救急車対応。一旦避難所に避難したケースは、保健師が判断し、主治医または総合病院へ対応依頼。</p>	<p>・福祉避難所へのトリアージ⇒福祉施設への緊急ショートや入員がケアマネ等と協力し福祉施設への緊急ショートや入所を手配。 ・要医療者対応⇒在宅で緊急の場合は、救急車対応。一旦避難所に避難したケースは、保健師が判断し、主治医または総合病院へ対応依頼。</p>
<p>(18-3) 情報共有シートはあるか</p>	<p>・行政と民間との情報共有シートなし</p>	<p>・福祉避難所設置運営マニュアルに連絡票あり</p>	<p>・トリアージシート検討済</p>	<p>・なし(それぞれの部署で記録用紙を使用。要医療者のみ共有シートあり)</p>
<p>【課題等(災害対応経験ありの自治体について)】</p>				

<p>1 在宅避難者の安否確認、健康ニーズ把握の上での課題</p> <p>・時期、体制、情報集約、共有化 など</p>	<p><時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ早期が望ましい。発災2日目に応援が来てくれた場合は実態の把握にとりかかりたい。 <p><体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者は多くの本庁部署が関与しているため、現状把握も含め区が把握した個人情報集約と対応策の平準化ができる仕組みが不十分である。コロナ禍では人員不足で対応不可。 <p><情報集約、共有化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市の危機管理対策共有フォルダで情報集約・共有化できることが望ましいが、個人情報保護等のハードルが高く、まだ個人情報共有の仕組みはできていない。 	<p><安否確認について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会での自主防災組織（R3.2現在約60%）を促進することに、有効に機能するため、訓練を行っている。 ・要支援者名簿登録者の個別計画書作成が100%を目指しているが、年々登録希望（同意）者が増加しており、作成数は増えているが、割合の増加に結びついていない。 <p>・情報集約ともに、日ごろの情報共有が重要と考える。職員が参集できない状況も考え、誰でも分かるような情報共有システムが重要だと考える。</p> <p>・共有化については、庁内掲示板・研修・紙面での共有</p> <p><健康ニーズの把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員にはマニュアルと健康観察シートとフォロー図、福祉避難所トリアージシートの使い方を説明済。 	<p><体制・自治会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時には、自治会の役員（区長・組長・民生委員）の安否確認が有効だったが、自身も被災している場合は負担が大き ・避難所への誘導も行政区の単位でまとまって避難するとスムーズ。その後の避難所生活においてもコミュニケーションがある程度保たれる。 <p><ニーズ把握・情報集約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康ニーズの把握は避難所にて保健師が行ったが、初動時は人数が多いため、限られた時間でスピーディーに把握できるよう、最小限の項目に絞りチェック項目を設定する必要がある。 ・ニーズ把握、健康状態チェックから緊急対応（医療・薬の手配など）は、情報共有しながら個々の保健師で対応していたが、タイムテーブルを作成し役割分担を事前に決めておく必要があった。 ・指示、伝達、共有のため包括やケアマネも含めて専門職同士での連絡網（携帯電話の）が必要だった。特にLINEは利便性が高い。 <p><本人同意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者台帳登録に登録していない「隙間」のケース（がん治療中で一時帰宅など）または同意拒否のケース対応。 <p>→事前情報がない中での対応となり、情報収集や支援者探しなど時間と手間がかかり臨機応変な対応が求められる</p>	<p>・現在、プロジェクトチームでワーキングを行っている。</p> <p>・経験からは、被災が予想される地域の事前の声かけ、孤立の防止が重要であり、地域の見守り体制を充実させる。（小地域福祉活動・生活支援体制整備）</p>	<p>・医療と内服薬の確保</p> <p>・福祉施設との利用調整（福祉避難所がないので）避難所での個室対応と環境整備</p>	<p>・自治会の組単位で情報収集し、行政が報告を受けられる形で情報を咬い上げる方法がスムーズと思う。</p> <p>・医療、介護やケアマネなど支援者からの情報が有効（必ず）包括やケアマネなど支援者からの情報が有効。</p> <p>・保健師の巡回相談を実施していたが、福祉部門のスタッフの巡回相談も組み合わせたほうが良かった。</p> <p>・医療サービス提供体制として、平常時から医師会・薬剤師会と協議し、被災時の受診と処方確保について協議しておく必要がある。</p>
<p>2 実際、早期に対応しなければならぬニーズはどのようなのか</p>	<p>・命の危険のある在宅医療者（人口呼吸器装着者など）</p> <p>・通常の支援が行えなくなることと虐待の危険が高くなる恐れのある、要介護度が高く支援がないと通常の暮らしができないもの（ケアマネからその対応の有無について連絡をもらえる仕組みが必要だが、まだ民間から要援護者の情報を得る仕組みは不十分）</p>	<p>・現在プロジェクトチームでワーキングを行っている。</p> <p>・自主防災組織（主管は危機管理課）との連携、避難行動要支援者個別計画（主管は社会福祉課）との庁内連携</p>	<p>・現在プロジェクトチームでワーキングを行っている。</p> <p>・自主防災組織（主管は危機管理課）との連携、避難行動要支援者個別計画（主管は社会福祉課）との庁内連携</p>	<p>・現在プロジェクトチームでワーキングを行っている。</p> <p>・経験からは、被災が予想される地域の事前の声かけ、孤立の防止が重要であり、地域の見守り体制を充実させる。（小地域福祉活動・生活支援体制整備）</p>	<p>・現在プロジェクトチームでワーキングを行っている。</p> <p>・自主防災組織（主管は危機管理課）との連携、避難行動要支援者個別計画（主管は社会福祉課）との庁内連携</p>	<p>・現在プロジェクトチームでワーキングを行っている。</p> <p>・自主防災組織（主管は危機管理課）との連携、避難行動要支援者個別計画（主管は社会福祉課）との庁内連携</p>
<p>3 早期に在宅避難者支援を行うための情報収集の方法、サービス提供体制について意見</p>	<p>・地域からの情報提供が必要、平時からの連絡をもらえるネットワークの構築が必要</p> <p>・在宅避難者に対し、その情報提供者が複数必要だが、現実には地域の民生委員等一人が複数の在宅避難者に対応していることが多い。地域支援者のグループづくりが必要だが、高齢化や個々の生活の不安定など様々な要因による地域の助け合いは減ってきて現実的には難しい。</p>	<p>・現在プロジェクトチームでワーキングを行っている。</p> <p>・自主防災組織（主管は危機管理課）との連携、避難行動要支援者個別計画（主管は社会福祉課）との庁内連携</p>	<p>・現在プロジェクトチームでワーキングを行っている。</p> <p>・自主防災組織（主管は危機管理課）との連携、避難行動要支援者個別計画（主管は社会福祉課）との庁内連携</p>	<p>・現在プロジェクトチームでワーキングを行っている。</p> <p>・経験からは、被災が予想される地域の事前の声かけ、孤立の防止が重要であり、地域の見守り体制を充実させる。（小地域福祉活動・生活支援体制整備）</p>	<p>・現在プロジェクトチームでワーキングを行っている。</p> <p>・自主防災組織（主管は危機管理課）との連携、避難行動要支援者個別計画（主管は社会福祉課）との庁内連携</p>	<p>・現在プロジェクトチームでワーキングを行っている。</p> <p>・自主防災組織（主管は危機管理課）との連携、避難行動要支援者個別計画（主管は社会福祉課）との庁内連携</p>

【資料2】災害時の在宅避難者支援体制の現状について

(R3.3)

災害直後		災害数・日数	災害数・日数
支援内容全般		在宅生活のニーズ把握（介護者の状況確認含む）、健康状況の把握、情報提供、在宅サービス調整	
支援対象者	医療ケア受給者	* 透析医療機関の確保	* 透析医療機関の確保、透析の継続
	医療機器装着者	* 呼吸器等の電源確保、医療ケアの継続支援	* 在宅医療の継続の可否判断、必要物品の確保、入院調整
	医療的ケア受給者		
	介護保険認定者		* 必要な介護サービス調整
	身体障害者（車椅子等移動困難）		
	知的障害者・発達障害者		* 必要に応じ入所調整
	精神障害者		* 服薬継続、医療ニーズの確認、入院調整
	難病患者		* 服薬継続、医療ニーズの確認
	（介護保険認定・身体障害者・医療機器装着者以外）		* 受診継続、服薬継続の確認
	高齢者	一人暮らし、老人世帯 など	* 福祉避難所への入所調整、介護保険申請調整、福祉施設への入所調整
母子	乳幼児・妊産婦	* 産後ケア等母親の心身のケア必要物品（おむつ、ミルク、食事等）の確保	
外国人		* 多国語による情報発信、支援	
その他「支援が必要な者」			
【災害時保健医療活動チーム 等】	DMAT、日本赤十字チーム、保健師チーム、JMAT、DHEAT、DPAT、JPAT、JDA-DAT、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、DWAT など		
【住民・地域組織】	自主防災組織（町内会）、民生児童委員、地域ボランティア、（母子）保健推進員、近隣者など		
【民間組織】	医療機関、医療機器メーカー、ケアマネージャー、訪問看護ステーション、介護ヘルパー、施設（障害者・高齢者など）		
・サービス関係者（利用者のみへの支援）	全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、災害支援団体、ボランティア団体、外国人支援団体、等		
・NPO法人災害支援団体	地域包括支援センター、社会福祉協議会		
【行政】	防災部局、保健部局、高齢障害部局、母子部局、消防署、警察		
・市町村	保健所（災害医療コーディネーター）		
・保健所			
情報集約・提供、物資支援の場所	◎ 基幹避難所（救護所等併設） ○ 避難所、保健センター、地域包括支援センターなど		
支援拠点案	必要情報	○被災状況（死傷者数、避難者数（在避難者、通所避難者）、道路情報） ○生活インフラ復旧状況（電気・水道・ガス・通信・道路など）、学校の再開状況 ○保健・医療・福祉・介護に関する情報（医療拠点（病院、診療所（歯科含）、薬局）の復旧状況、介護保険・障害者支援サービス事業所の復旧状況、相談窓口（ところからだ、生活支援等） ○行政サービスの復旧状況 ○支援者の活動状況など	
	必要な物資	医薬品、食料品、飲料水、電源（充電器）等	

別紙 1

(表)

(登録 令和 2 年) 様式 2

市災害時要援護者登録申請書兼登録台帳 (個別計画)

私は、災害発生時などに地域の助けを受けたいため、下記の内容を台帳に登録するとともに、その台帳を市役所 (福祉担当部局・防災担当部局) 及び自主防災組織、区、民生委員・児童委員に提供することに同意します。

令和 年 月 日

本人氏名

(代筆者氏名:)

自主防 (区・町内会)		民生 委員		電話 F A X	
要援護者	独居高齢、ねたきり、介護認定、認知症、高齢世帯、身体障害、知的障害、精神障害、難病、その他()				
住 所	(組名または班名)		電話 F A X メールアドレス		
フリガナ 氏 名	(男・女)	生年月日	明治・大正 昭和・平成	年	月 日
緊急時の家族等の連絡先					
氏名		住所		電話番号	
氏名		住所		電話番号	
家族構成等		居住建物			
		建築時期		構造	木造・その他
		耐震診断	実施・未実施	家具の固定	あり・なし
		見取り図 (普段いる部屋、 寝室の位置等)			
特記事項					
緊急通報システム あり (警備会社の名称) なし					
避難支援者					
氏名		住所		電話番号	
氏名		住所		電話番号	
氏名		住所		電話番号	

(裏)

情報伝達の流れ

市役所 → 自主防災会 → 避難支援者 → 要援護者（登録者本人）
(要援護者支援班)

情報伝達での留意事項

避難時に携行する医薬品名等 ()

かかりつけ医療機関 ()

既往症 ()

避難誘導時の留意事項

避難先での留意事項

避難場所

備考

(表)

記載例

④ (登録 ○○年) 様式 2

市災害時要援護者登録申請書兼登録台帳 (個別計画)

①

私は、災害発生時などに地域の助けを受けたいため、下記の内容を台帳に登録するとともに、その台帳を市役所 (福祉担当部局・防災担当部局) 及び自主防災組織、区、民生委員・児童委員に提供することに同意します。

②○○年○○月○○日

③本人氏名 **太郎**

組・班の名称は、必ず、正確に書いてください。

(代筆者氏名:)

⑤自主防 (区・町内会)	○○区 (町内会)	⑥民生委員	太郎	⑦電話 FAX	22-○○○○ 22-△△△△
⑧要援護者	独居高齢、ねたきり、 <input checked="" type="checkbox"/> 介護認定、認知症、 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢世帯、 <input checked="" type="checkbox"/> 身体障害、 <input checked="" type="checkbox"/> 知的障害、精神障害、難病、その他 ()				
⑨住所	太郎	⑩ (組名または班名)	5班	⑪電話 FAX メールアドレス	22-□□□□ 22-▽▽▽▽ abc@def.ne.jp
⑫フリガナ氏名	太郎	(男・女)	太郎	⑬生年月日	明治・大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和・平成 3年 1月 1日
⑭緊急時の家族等の連絡先					
氏名	太郎	住所	東京都新宿区○○	電話番号	○○○-○○○○-○○○○
氏名	太郎	住所	愛知県名古屋市××	電話番号	×××-××××-××××
⑮家族構成等		⑯居住建物			
妻と二人の老夫婦世帯 長男、長女は、 いずれも結婚して県外居住		⑯-1 建築時期	昭和○○年	⑯-2 構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造・その他
		⑯-3 耐震診断	実施・ <input checked="" type="checkbox"/> 未実施	⑯-4 家具の固定	<input checked="" type="checkbox"/> あり・なし
		⑯-5 見取り図 (普段いる部屋、寝室の位置等)			
⑰特記事項					
要介護4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要。					
⑱緊急通報システム <input checked="" type="checkbox"/> あり (警備会社の名称 (株)○○○○○○) なし					
⑲避難支援者					
氏名	□□ □□	隣家住人	住所	太郎 1 2 3 4	電話番号 22-1 2 3 4
氏名	□□ □□	班の人	住所	太郎 1 2 3 5	電話番号 22-1 2 3 5
氏名			住所		電話番号

(裏)

⑳情報伝達の流れ

市役所 → 自主防災会 → 避難支援者 → 要援護者 (登録者本人)
(要援護者支援班)

㉑情報伝達での留意事項

聴覚障害があるため、FAXまたは直接的な伝達が必要

㉒避難時に携行する医薬品名等 (☆☆☆錠)

㉓かかりつけ医療機関 (○○医院)

㉔既往症 (△△△症)

㉕避難誘導時の留意事項

一人での歩行が困難なため、移動には介助が必要

㉖避難先での留意事項

人工透析を受けている

㉗避難場所

○○公民館 → △△△△小学校グラウンド

㉘備考

避難行動要支援者避難支援個別計画

令和〇〇年〇月〇〇日作成

ふりがな	■■■■ たろう	性別	男・女
氏名	■■■■ 太郎		
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	年齢	88 歳
住所	■■■■ 八日町一丁目1番1号	行政区	八日町1区
連絡先(自宅等)	■■■■22) 〇〇〇〇	FAX番号	■■■■22) 〇〇〇〇
携帯電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス	なし

緊急通報システム	① 有 2 無	救急医療情報キット	① 有 2 無
避難時に配慮しなくてはならない事項	<p>(あてはまるものすべてに☑)</p> <p>☑立つことや歩行ができない ☑音が聞こえない(聞き取りにくい)</p> <p>☐物が見えない(見えにくい) ☐言葉や文字の理解がむずかしい</p> <p>☐危険なことを判断できない ☐顔を見ても知人や家族とわからない</p> <p>☐その他</p> <p>〔 要介護度3で、1人では歩行が困難、避難時は車いすの手助けが必要です。 〕</p>		
家族構成及び同居状況等	妻 ■■■■ 花子 83歳		

緊急時の連絡先①	ふりがな	■■■■ じろう	要支援者との関係	
	氏名	■■■■ 次郎	次男	
	住所	東京都〇〇〇〇		
	連絡先	電話番号：090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX：030-〇〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス：■■■■@xxxx		
緊急時の連絡先②	ふりがな	■■■■ さちこ	要支援者との関係	
	氏名	■■■■ 幸子	長女	
	住所	■■■■町〇〇〇〇		
	連絡先	電話番号：090-△△△△-△△△△ FAX：32-△△△△ メールアドレス：■■■■@xxxx		
かかりつけ医	病院名	■■■■市立病院	電話番号	22-7100

市避難行動要支援者登録申請書(兼個別支援計画書)

住所・氏名等	住所	行政区	班・組	世帯主氏名	自宅電話	
	災害時要援護者	性別	生年月日	世帯状況、身体状況等		
	世帯主との続柄()	男・女	明大昭平 年 月 日	(該当するものに○をつけてください。) ①世帯状況(・独居 ・高齢世帯 ・その他) ②要介護認定(・有 ・無) ③障害者手帳等の保持(・有 ・無)		
緊急連絡先	家族等の連絡先氏名	続柄	住所	自宅電話	勤務先等	勤務先等電話
	1.					
	2.					
	3.					
医療	かかりつけの医療機関()			受診科目()		
支援内容	緊急避難の時、何を手伝ってほしいですか。(該当番号に○をつけてください。) 1. 視覚、聴覚等の理由で災害情報の把握が困難のため、情報伝達と安否確認のみお願いしたい。 2. 自力歩行や行動が困難のため避難の手助けをお願いしたい。 3. その他(希望を空欄にご記入ください。)					
避難支援者	あなたの周辺に避難を支援してくれる方がいますか。(いる いない) いる場合はどなたですか 住所 _____ 氏名 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 住所 _____ 氏名 _____					
特記事項	担当民生委員児童委員		電 話			
	避難先					
	避難方法	避難支援に必要な人数(_____ 人) 用具等(_____)				
	その他	----- ----- -----				

市長 様

私は、災害時要援護者名簿登録制度の趣旨に賛同し、登録することを希望します。また、私が届け出た上記個人情報市との関係部署や警察署、民生委員児童委員、自治会・自主防災組織、介護等サービス提供事業者など避難支援する方に提供されることを承諾します。

令和 年 月 日

申請者氏名

